

## 小規模農林事業 採択基準【新】 R6.4.1改正

| 事業名      |           | 事業の内容                                  | 採 択 基 準  | 補 助 率  |
|----------|-----------|--|--|--|
| 事業区分     | 事業種目      |  |  |  |
| 土地基盤整備事業 | 農業用排水整備   | 施設の近代化と水利条件の完備を図る。                     | ① 関係戸数 2戸以上<br>② 受益面積が、1団地おおむね0.1ha以上  | 事業費の70%以内<br>補助限度額 100万円                                   |
|          | 畦畔整備      | 水田畦畔のコンクリート化                           | 耕作している水田であること。   | 事業費の50%以内<br>直営の場合は材料費相当額の80%以内とする。<br>補助限度額 50万円          |
|          | 暗渠排水等整備   | 水田の排水不良改善を図る。                          | ① 農業振興地域内の農用地であること。<br>② 圃場整備が完了していること。<br>(自力施工分を含む)<br>③ 受益面積が、おおむね0.1ha以上<br>④ 暗渠排水の場合は、<br>標準断面 幅20cm・深さ70cm・管径50mm<br>⑤ 湧水処理の場合は側溝 240mm以下      | 事業費の50%以内<br>直営の場合は材料費相当額の80%以内とする。<br>補助限度額 50万円          |
|          | 農林道整備     | 新設・改良・舗装維持・修繕                          | ① 関係戸数 2戸以上<br>② 受益農地面積が、おおむね0.5ha以上<br>(山林にあつては、おおむね3.0ha以上)<br>③ 新設の場合は、幅員2.5m以上<br>④ 改良及び舗装の場合は、幅員2.0m以上<br>⑤ 維持・修繕は原材料支給とする。<br>⑥ 行き止まり箇所は極力避ける。 | 事業費の40%以内<br>直営の場合は材料費相当額の80%以内とする。<br>補助限度額 50万円          |
|          | 溜池等整備     | 溜池の堆積土の排土及び決壊・漏水等を防止するための堤体補強・附帯施設の改修。 | 農業用の溜池であること。   | 事業費の90%以内<br>直営の場合も材料費相当額の90%以内とする。<br>補助限度額 100万円         |
|          | 管理省力化     | 畦畔等管理省力化支援(センチピードグラス播種)                | 農地または農業用施設であること。   | 事業費の70%以内<br>(播種前後の作業経費は含まない。)<br>補助限度額 100万円              |
| 農地等防災事業  | 農地等災害復旧事業 | 災害を受けた農地及び農林業用施設の復旧                    | ① 国の補助対象とならない災害復旧事業<br>② 受益面積が、おおむね0.5ha以上(施設)<br>③ その他の条件は国の採択基準に準ずるものであること。  | 農地:事業費の75%以内(補助金額は30万円を限度額)<br>施設:事業費の90%以内(補助金額は36万円を限度額) |
| 特認事項     | その他       | その他町長が特に必要と認める事業                       | 上記以外の事業で特に必要があるもの。   | その都度<br>事業内容により決定する。                                       |

注) 上記工事業の事業費は 50,000円以上とする。